

長浜市農業集落排水処理施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 8 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 11 号

長浜市農業集落排水処理施設管理規則の一部を改正する規則

長浜市農業集落排水処理施設管理規則（平成18年長浜市規則第118号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。